

一般社団法人 静岡県自転車競技連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人静岡県自転車競技連盟と称す。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県伊豆市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、自転車競技の普及振興を目的とする

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 自転車競技の普及及び指導並びに研究
- 二 自転車競技会を開催
- 三 審判員、指導者の養成
- 四 自転車競技の競技力の向上
- 五 財団法人日本自転車競技連盟、財団法人静岡県体育協会に加盟
- 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

(機 関)

第6条 当法人は、社員総会および理事のほか、理事会ならびに監事を置く。

第2章 会 員

(会員資格、社員資格)

第7条 当法人の会員は次の4種とし、個人正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 一 団体正会員：当法人の目的に賛同する静岡県下の自転車団体で、理事会の承認を得て入会した団体。
- 二 個人正会員：当法人の目的に賛同する個人で、次のいずれかに該当し入会した者。

(イ) 前号に定める団体正会員の代表者。

(ロ) 法人の事業にたずさわる個人で、理事会の承認を得た者。

三 賛助会員：当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助する個人または団体。

四 名誉会員：当法人の目的に賛同する個人で、社員総会において選出された顧問又は参与。

2 前項各号の会員のほか、社員総会の決議により名誉会長を1名置くことができる。

3 第1項第2に定める個人正会員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法という」）に規定する社員とする。

（入 会）

第8条 団体正会員及び個人正会員、並びに賛助会員として入会しようとする者はその旨を記入した入会申込書を理事会に提出するものとする。

2 理事会は前項による入会申込者が当法人に賛同し、活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り入会を拒否する事はない。

3 理事会は第2項の承認を行わない場合は、速やかに理由を付した書面を以って入会申込者にその旨を伝えなければならない。

（経費の負担）

第9条 団体正会員、個人正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退 会）

第10条 会員は、別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

（除 名）

第11条 会員がいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

一 この定款その他の規則に違反したとき。

二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

三 その他除名にすべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その

資格を喪失する。

- 一 9条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての個人正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、1月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上あって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録の作成に係る職務を行った者が署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員の設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上12名以内
 - 二 監事2名以内
- 2 理事のうち理事長1名、副理事長1～2名、事務局長1名とする。
- 3 前項の理事長は法人法上の代表理事とする。

(名誉会長、名誉副会長、顧問、参与)

第22条 前条の外、社員総会の決議により次の者を置くことができる。

- 一 名誉会長 1名
- 二 名誉副会長 2名以内
- 三 顧問及び参与 各々若干名

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長および副理事長、事務局長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 監事は理事を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 事務局長は理事長を補佐し、当法人の事務手続きを執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- 5 理事・監事は、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならない。任期期間中において満70歳を迎えた者は、その任期期間は役員として存在するものとする。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長および副理事長、事務局長理事長および副理事長、事務局長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録に署名し又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする。

第6章 事務局

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局員は有給とする。

第7章 事業および資産

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書

2 前項の規定により報告され、また承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(拠出金の不返還)

第37条 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(財産)

第38条 当連盟の財産は次の掲げるものを以って構成する。

- 一 財産目録に記載の財産
- 二 会費及び寄付金品
- 三 事業及び資産から生ずる収入
- 四 公共団体からの交付金、その他

(剰余金の処分制限)

第39条 当法人は社員その他の者に対し、剰余金の分配をする事はない。
社員に剰余金を分配する社員総会の決議は無効とする。

(剰余金の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する剰余財産は、社員総会を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 4 2 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 4 3 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日とする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 4 4 条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	井上 正継
設立時理事	岩崎 孝雄
設立時理事	佐藤 和広
設立時理事	月安 雅一
設立時理事	松村 友子
設立時代表理事	松村 正之
設立時監事	山本 明弘

(設立時の社員氏名及び住所)

第 4 5 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりである。

松村 正之	静岡県富士市北松野 6 2 0 番地の 2
松村 友子	静岡県富士市北松野 6 2 0 番地の 2

(定款の施行)

第 4 6 条 この定款の施行に際し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(定款に定めない事項)

第 4 7 条 この定款に定めない事項については、すべての法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人静岡県自転車競技連盟の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 2 月 15 日

設立時社員 松村 正之

設立時社員 松村 友子

附則

- 1 この定款の一部変更は、令和 5 年 7 月 2 日より施行する。
- 2 この定款の一部変更は、令和 7 年 7 月 12 日より施行する。